

**浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の見直しについて
【報告】**

令和元年 7 月

愛知県環境審議会 水質部会

目 次

はじめに	1
1　浄化槽管理等の現状と課題	2
(1) 浄化槽管理等の現状	2
(2) 課題	4
① 浄化槽管理者の意識の啓発	4
② 保守点検業者の資質の向上	4
2　見直しの方向性	5
(1) 優良保守点検業者認定制度の創設	5
(2) 無登録業者への指導強化	5
(3) 保守点検業務の再委託の禁止	5
(4) 保守点検業者から関係者への通知・連絡を義務化	5
(5) 保守点検業者への指導強化	6
3　想定される主な効果	6
(1) 浄化槽管理者の意識の啓発及び浄化槽の維持管理の適正化	6
(2) 保守点検業者の資質の向上及び浄化槽の維持管理の適正化	6
4　結論	6
参考資料	
○優良保守点検業者認定制度のイメージ図	7
○優良保守点検業者認定制度の概要（案）	7
○優良保守点検業者の審査基準（案）	7
○愛知県環境審議会水質部会構成員名簿	8

はじめに

浄化槽保守点検業者（以下「保守点検業者」という。）は、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号。以下「法」という。）第 48 条第 1 項の規定に基づく、浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和 60 年愛知県条例第 24 号。以下「条例」という。）により、知事の登録を受けなければ、浄化槽保守点検業を営むことができない。

一方、保守点検業者の資質は様々であり、条例第 2 条第 1 項に規定する知事の登録を受けずに浄化槽保守点検業を行うなどの不適正な業者もあり、優良な保守点検業者を育成していくとともに無登録業者への指導を強化する必要がある。

また、本県の浄化槽全体の設置基数は全国 2 位となっているが、法に規定されている水質検査（法第 11 条検査）の平成 29 年度受検率は 21.0%（全国平均 41.8%）と低く、浄化槽からの排水による影響が他県に比べ大きくなることが懸念される。このような状況を改善する方法の一つとして、浄化槽管理者と接する機会の多い保守点検業者からの受検勧奨が効果的であると考えられる。

こうしたことから、令和元年 6 月 12 日、愛知県知事から愛知県環境審議会に対し、浄化槽の適正な維持管理を図る施策として、保守点検業者の優良認定制度の創設及び指導の強化等に関し、「浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の見直しについて」が諮問された。その後、水質部会に付託され、このたび審議を行った。

その結果、次のとおりとすることが適當との結論を得たので、ここに水質部会の報告とする。

1 淨化槽管理等の現状と課題

(1) 淨化槽管理等の現状

- 愛知県では、工場・事業場からの排水の水質改善が進み、河川の環境基準達成率も向上したことから、平成 28 年度から平成 31 年度にかけて河川の水質類型の見直しを行っているが、今後、より一層の水質改善を図るためにには、公共用水域の汚濁負荷の主な要因である生活排水の対策が重要となっている。

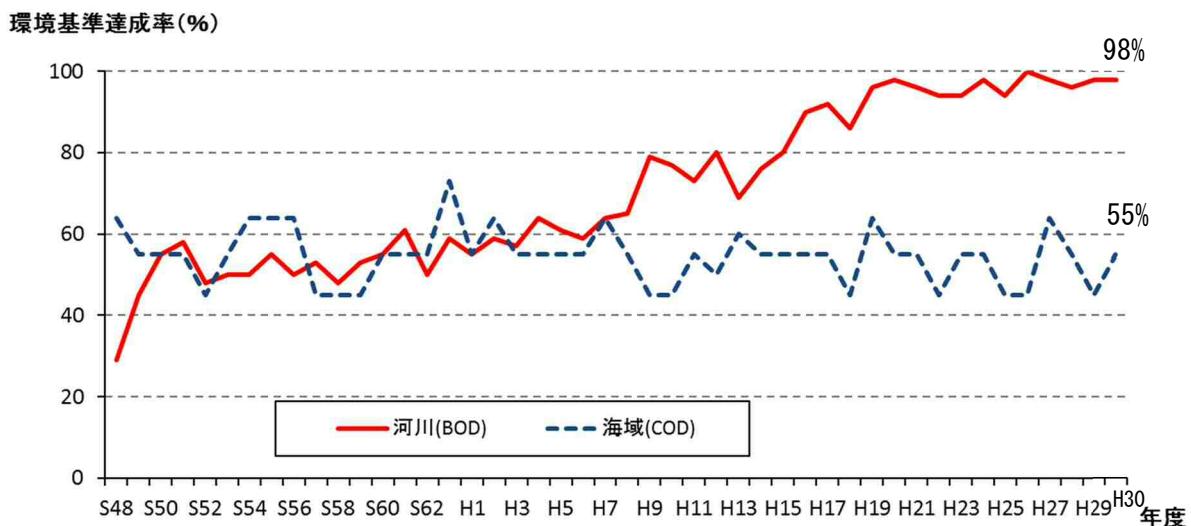


図 1 公共用水域の環境基準達成状況



図 2 愛知県内から伊勢湾・三河湾に流入する負荷量の排出源の内訳（平成 26 年度実績）

- 生活雑排水を処理しない単独処理浄化槽は、平成 13 年の浄化槽法改正により新規設置は禁止となったが、愛知県では全国一の約 33.8 万基の単独処理浄化槽が残存しており、合併処理浄化槽への転換が大きな課題となっている。そのため、平成 31 年度から浄化槽設置費補助金制度を見直し、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に特化するとともに、転換に伴う室内配管工事への補助拡大など、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の促進を図ることとした。

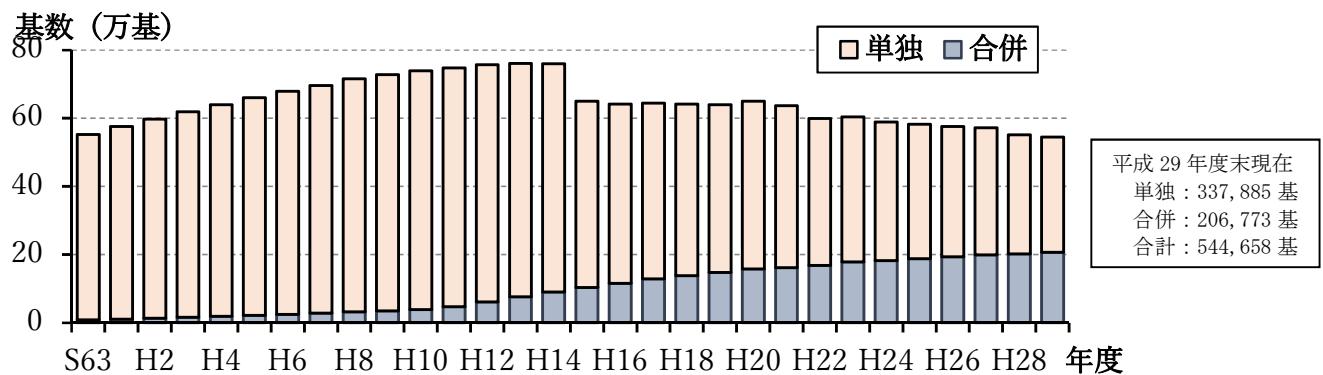


図3 愛知県内の浄化槽設置基数の推移

- また、本県の浄化槽全体の設置基数は全国2位であり、浄化槽法に規定されている水質検査（法定検査）の平成29年度の法第11条検査の受検率は21.0%（全国平均41.8%）と低い状況であるため、適正な維持管理が実施されていない浄化槽の排水による公共用水域への影響も無視できないと考えられる。

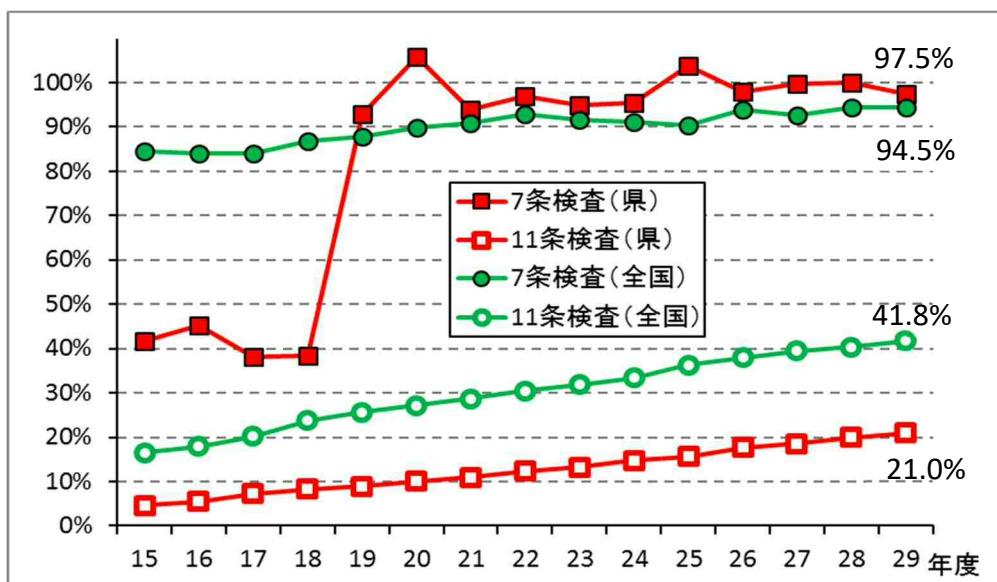


図4 法定検査受検率の推移

- 下水道を始めとした汚水処理施設の設置が急務であるが、人口減少社会や既設下水道の老朽化による更新・修繕工事などにより新たな下水道整備が困難となり、未整備の下水道区域の見直しなどにより合併処理浄化槽の設置の増加が見込まれる。
- 保守点検業者は、条例第2条第1項に規定する知事の登録を受ける必要があるが、その資質は様々であり、登録を受けずに浄化槽保守点検業を行うなどの不適正な業者も存在する。
- 国では、合併処理浄化槽への転換促進や浄化槽の管理の強化を行う浄化槽法の改正が令和元年6月19日に公布された。

(2) 課題

① 净化槽管理者の意識の啓発

- ・ 净化槽管理者が、保守点検業者に管理の一切を任せ、净化槽法に定める法定検査・清掃・保守点検の必要性を認識していないケースがあり、净化槽法に規定されている水質検査（法第11条検査）の受検率は、全国平均と比べて半分程度となっている。
- ・ 法定検査を実施した净化槽のうち約3割に、清掃が実施されていないなどなんらかの問題点が発見されている。

② 保守点検業者の資質の向上

- ・ 保守点検業者が、条例に規定する登録をせずに業務を実施するケースがあるが、中には、净化槽管理士の資格を持たずに、他人の名義を借りて業務を実施する者もいる。条例には、無登録業者（登録有効期間経過後の業者を含む。）に対する報告徴収、立入検査などの規定がないため、不適正な維持管理が行われても、行政は事実を確認する手段がなく、適正な指導が困難である。
無登録業者の存在については、净化槽保守点検業界からも問題視されている。
- ・ 净化槽の維持管理業務に対する信頼などを確保するため、平成18年度に愛知県環境部長名で保守点検業者に対して、「保守点検業務の再委託は、净化槽管理者がその業務の第三者への再委託を認めた場合に限られるものであること」として、再委託を原則禁止する通知を発出したが、守られないケースが見受けられる。
再々委託（孫請け）の事実が認められた事案では、净化槽の適正な維持管理がなされていないだけでなく無登録業者に対して委託された事案もあるなど問題が多い。
- ・ 净化槽管理者への清掃の実施時期の通知は、保守点検業者が保守点検を行った際の実施記録票の通知欄に清掃の時期を記載し、净化槽管理者に提出することにより行われてきたが、実施記録票は主に設備の稼働状況等の点検結果を記録するためのものであり、業者によっては清掃の実施時期を記載せず、净化槽管理者への通知を怠るもののが存在している。
また、法定検査受検の時期については、実施記録票に記載する規定がないため、净化槽管理者に通知されることが少ない。
- ・ 実施記録票は多数の情報を記載するため、通知欄が小さくなるものが多く、保守点検業者が净化槽管理者への清掃の実施時期及び法定検査受検の時期を通知欄に記載しても文字が小さくなり、净化槽管理者に認識してもらえないこともある。
- ・ 清掃の実施時期については、当該净化槽管理者が、委託している又は委託予定の清掃業者に連絡することになっているが、净化槽管理者が失念する事例が見受けられる。
- ・ 净化槽管理士の資格は更新制度がないため、新しい情報を知らずに業務を実施し、支障をきたす恐れがある。なお、法改正により净化槽管理士に対する研修の機会の確保が規定された。

2 見直しの方向性

- ・ 優良な保守点検業者を育成するとともに無登録業者への指導を強化する必要がある。また、保守点検業者と浄化槽管理者や関係業者との連携を規定することにより、浄化槽の適正な維持管理を促進する。
- ・ 浄化槽管理者と接する機会の多い保守点検業者からの法定検査の受検勧奨が浄化槽管理者の意識啓発に効果的であり、浄化槽の適正な維持管理を促進する。
- ・ これらにより、生活排水対策をより一層推進し、公共用水域の更なる水質改善が期待できる。

(1) 優良保守点検業者認定制度の創設

保守点検業者の資質向上を図り、法定検査の適切な実施を推進するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく優良産廃処理業者認定制度と同様に、通常の登録基準よりも厳しい基準に適合した優良な保守点検業者を審査・認定する制度を創設することが適當である。

優良保守点検業者については、認定を受けるインセンティブとして登録期間を3年から5年へと延長することが適當である。また、保健所設置市を営業区域とする業者は各市の条例に基づき市へ登録する制度となっているが、保健所設置市へ登録している業者もこの制度の対象とすることが公平性の観点から望ましい。なお、浄化槽管理者からは、適正に浄化槽を維持管理できる優良な業者を紹介してほしい旨の依頼があり、こうした依頼に応えることができる。

(2) 無登録業者への指導強化

無登録業者に対して適正な指導を行うため、条例に規定する報告徴収、立入検査の対象に無登録業者を加えることが適當である。

なお、報告徴収、立入検査の結果は、無登録業者に委託している浄化槽管理者等への指導にも活用することができる。

(3) 保守点検業務の再委託の禁止

浄化槽の維持管理業務に対する信頼などを確保するため、保守点検の元請業者が自らの保守点検業務を適切に把握し、責任感を持って業務にあたる必要がある。このため、浄化槽管理者が認めた場合を除き、保守点検業務の再委託を禁止することが適當である。また、浄化槽管理者が認めた場合であっても、再委託業務をさらに別の保守点検業者に委託する再々委託は、適正な浄化槽の維持管理が行われない恐れがあるため、禁止することが適當である。

(4) 保守点検業者から関係者への通知・連絡を義務化

保守点検業者から浄化槽管理者に対して、清掃の実施時期及び法定検査受検の時期を通知する規定並びに通知様式を定める規定を設けることが適當である。また、保守点検業者から、浄化槽管理者が委託している又は委託予定の清掃業者に対して清掃の実施時期を連絡する規定を設けることが適當である。

清掃の実施時期及び法定検査受検の時期について、保守点検業者が浄化槽管理者に対して通知する様式を定めることにより、確実に浄化槽管理者に情報が伝わると期待される。

また、保守点検業者から清掃業者に清掃の実施時期を連絡することで、清掃業者は、浄化槽管理者へ清掃の実施時期について確認することができ、適切な浄化槽の維持管理が期待できる。

(5) 保守点検業者への指導強化

保守点検業者が適正な業務を行うためには、実際に業務に携わる浄化槽管理士に新しい知識及び技術を得られるようになることが必要なため、浄化槽管理士に対し、研修を受講（3年に1度、優良保守点検業者は2年に1度）させることが適当である。

浄化槽の適切な維持管理のためには、業者間の連携が図られることが効果的なため、保守点検業者が連絡する清掃業者を予め、登録申請書に記載させることが必要である。

浄化槽管理士の監督の下に、保守点検業務が実施されていることを確認できるようするため、浄化槽管理士の資格を証する書類を必ず携帯させることが適当である。

また、浄化槽管理士が複数の保守点検業者を兼務することは、業務上の名義貸しの温床になり兼ねないことから禁止することが望ましい。

3 想定される主な効果

(1) 浄化槽管理者の意識の啓発及び浄化槽の維持管理の適正化

優良保守点検業者認定制度の創設により、浄化槽管理者は保守点検業者の資質に差があることがわかりやすくなり、浄化槽の適正な維持管理の啓発が期待できる。

また、浄化槽管理者は、優良な保守点検業者に安心して管理を任せられるとともに、適切な浄化槽維持管理のための助言が得られる。

優良保守点検業者の認定基準として、契約する浄化槽管理者の遵法性を設けることにより、保守点検業者が浄化槽管理者に対し、法定検査の受検を勧めることになり、受検率の向上も期待できる。

また、優良な保守点検業者を認定することにより、保守点検業者の資質・モチベーションの向上や適正な業務遂行が望める。

(2) 保守点検業者の資質の向上及び浄化槽の維持管理の適正化

優良保守点検業者認定制度の創設、無登録業者への指導強化、再委託の禁止をすることにより、コンプライアンスの徹底をはじめ、保守点検業者全体の資質の向上につながり、適正な保守点検が実施されることが期待される。

保守点検業者から浄化槽管理者に対して、清掃の実施時期及び法定検査受検の時期について通知する様式を定めることにより、確実に浄化槽管理者に情報が伝わり、適正な浄化槽の維持管理が期待できる。

浄化槽管理士に対して研修を受講させることや、浄化槽管理士の兼業禁止による業務上の名義貸し等の不適正案件の防止を図ることにより、保守点検業者の資質向上が期待できる。

4 結論

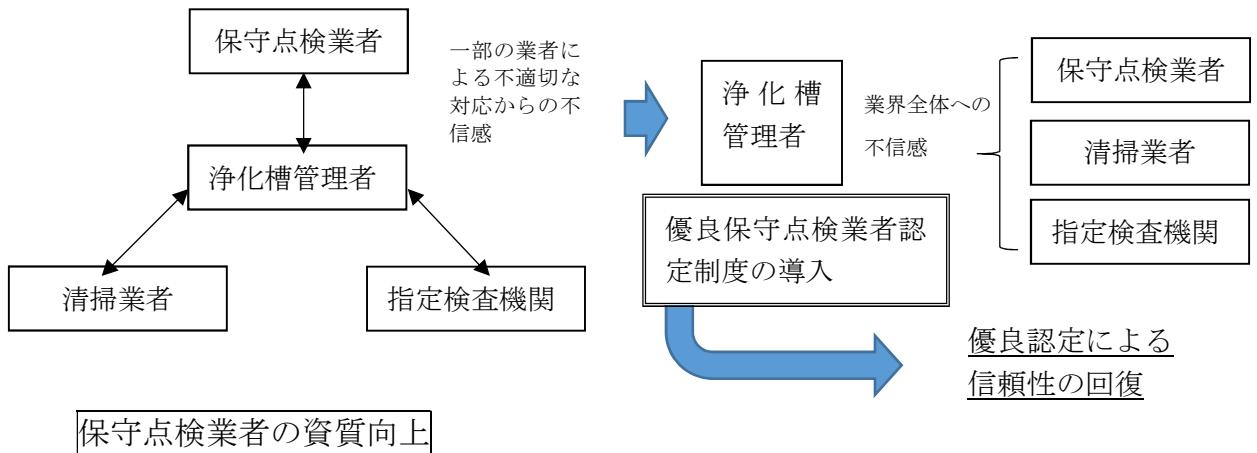
今後、公共用水域の水質改善を図るためにには、生活排水対策が重要である。特に浄化槽については、その浄化機能を十分に發揮するため、浄化槽管理者による適正な維持管理の推進が必要となっている。

浄化槽管理者の意識の啓発及び保守点検業者の資質の向上に関する課題を解決し、一定の効果を出すためには、見直しの方向性で検討した5つの項目について条例の見直しをすることが望ましい。

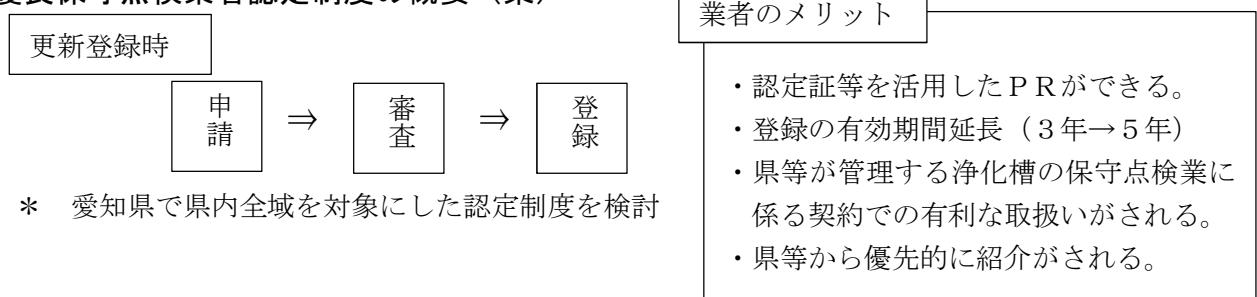
さらに、この条例の見直しに加え、浄化槽管理者への啓発や関係業者への適切な指導などにより法定検査受検率の向上を図るとともに、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進することで、生活排水対策をより一層推進し、公共用水域の更なる水質改善を目指されたい。

参考資料

○優良保守点検業者認定制度のイメージ図



○優良保守点検業者認定制度の概要（案）



○優良保守点検業者の審査基準(案)【規則等で規定（下線部は状況に応じて変更）】

(1) 遵法性

従前の浄化槽保守点検業の登録の有効期間（1回目の優良認定の場合は申請日前5年間）において特定不利益処分を受けていないこと。

(2) 事業の透明性

法人等の基礎情報、サービス内容、契約の状況等の情報を、一定期間継続してインターネットを利用する方法により公表していること。

(3) 財務体質の健全性

事業等の実施に関連する税、社会保険料及び労働保険料について、滞納していないこと。

(4) 継続性

5年以上継続して浄化槽保守点検業の登録を受け、一定の実績があること。

(5) 契約する浄化槽管理者の遵法性

契約する浄化槽管理者のうち、半数以上が法を遵守（法定検査、清掃及び保守点検を法に定める回数実施）していること。更に積極的に法を遵守するよう促していること。

(6) 研修の受講

所属する浄化槽管理士が、愛知県等が主催する研修会を過去2年の間に1度以上、受講していること。

愛知県環境審議会水質部会構成員名簿

2019年5月20日現在

区分	氏名	職業
部会長	まつお なおき 松尾 直規	中部大学工学部教授
委員	いのうえ たかのぶ 井上 隆信	豊橋技術科学大学大学院工学研究科教授
委員	やすだ けいじ 安田 啓司	名古屋大学大学院工学研究科准教授
委員	わたなべ みすづ 渡邊 美寿津	愛知医科大学産業保健科学センター客員教授
専門委員	じんの ひでと 神野 透人	名城大学薬学部教授
専門委員	たなか れいじ 田中 礼士	三重大学大学院生物資源学研究科准教授
専門委員	みやざき たえこ 宮崎 多恵子	三重大学大学院生物資源学研究科准教授
専門委員	よしだ たみこ 吉田 民子	愛知県生活学校運動推進協議会副会長
専門委員	よしだ なおこ 吉田 奈央子	名古屋工業大学大学院工学研究科准教授
特別委員	こうだ じゅん 幸田 淳	東海農政局長
特別委員	いわた のりこ 岩田 則子	中部経済産業局資源エネルギー環境部長
特別委員	せた まさのり 勢田 昌功	中部地方整備局長
特別委員	せら としや 勢良 俊也	第四管区海上保安本部長
特別委員	とおやま あきら 遠山 亮	名古屋国税局課税第二部鑑定官室長
特別委員	いしづわ たつひこ 石澤 龍彦	中部運輸局長
特別委員	ひでた ともひこ 秀田 智彦	中部地方環境事務所長

委員、専門委員については、部会長を除き五十音順。敬称略。

特別委員については、環境省通知「都道府県水質審議会の都道府県公害対策審議会の統合について」（昭和60年8月1日付け環水管181号）の順による。敬称略。